

策定の趣旨

（新計画の（１）社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 に同じ）

1. 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、こどもが権利の主体であると位置づけられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されたことを受け、平成29年8月に国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が示された。
2. 平成30年7月に国から示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では当該ビジョンを踏まえ、令和元年度末までに新たな計画を策定することとされた。
3. 上記を踏まえ、平成27年度から平成41（2029）年度までの15年間で、施設におけるこどもの養育単位の小規模化や里親委託の推進等の目標を定めた都道府県計画（大阪市版）を全面的に見直し、**本市における社会的養育の基本的考え方、全体像及び取組を明記した、令和2年度から11年度までの10年間の新たな計画を策定し、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していく。**

現計画

都道府県計画（大阪市版）

家庭養護を優先し、施設養護も家庭的な養育環境の形態へ

里親等への委託の推進、施設の小規模化・地域分散化の取組を推進

平成41年度（令和11年度）における里親等委託率目標 24.32%

全面的に見直し

パーマネンシー保障、在宅支援の充実、一時保護の在り方、児童相談所の体制強化を加え、社会的養育全体の計画を策定

新計画

大阪市社会的養育推進計画

- （１）社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- （２）当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- （３）こども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- （４）代替養育を必要とするこども数の見込み
- （５）里親等への委託の推進に向けた取組（令和11年度末における里親等委託率目標 36.5%）
- （６）パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- （７）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- （８）一時保護改革に向けた取組
- （９）社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- （10）児童相談所の強化等に向けた取組
- （11）留意事項

こども家庭支援体制の構築等に向けた取組について、この計画の記載事項と重複する部分について、整合性を図っている

大阪市社会的養育推進計画（概要）最終案

（２）当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

措置されたこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、こどもの権利を代弁する方策について、大阪市の実情に応じた取組を進める。また、社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求める。さらに、国において、こどもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、これを踏まえて取組を行う。

【目標】令和6年度までに、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関におけるこどもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みを構築する。

・令和6年度までに、親権者等による体罰の禁止に向け周知等を推進する。

（３）こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、妊娠から出産を通じて継続的に切れ目なく支援していく必要がある。また、子育てへの準備を支援していくことも重要である。

子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要がある。

特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援や、在宅の母子に対する支援について、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた母子生活支援施設の果たす役割は大きく、活用について検討する。

大阪市の児童家庭支援センターにおいては、過去には、夜間電話対応などこども相談センターの補完的業務を行ってきた。平成28年の改正児童福祉法により子ども家庭総合支援拠点を設置することとされ、その拠点に対する必要な助言・支援を行うことが求められており、その役割を担えるような機能強化を図ることが重要となっている。

【目標】児童家庭支援センターについて、令和6年度の計画中間見直しまでに必要な所数の検討を行う。

（４）代替養育を必要とするこども数の見込み

令和11年度における代替養育を必要とするこども数について、児童人口推計に過去7年間の現に入所措置又は里親委託等されているこども数のこどもの人口に占める割合平均を乗じて算出。

【代替養育を必要とするこども数の見込み】令和11年度 1,180人

（５）里親等への委託の推進に向けた取組

何らかの事情で家庭に必要な養育を受けられないこどもを家庭における養育環境と同様の環境において養育されるよう、里親等への委託を推進する。

里親等を量的に増やしていくとともに、こども一人ひとりのケアニーズを適切にアセスメントし、さまざまな社会資源の中から最もふさわしい生活の場を選択し、その結果、里親に委託された場合には適切なマッチングや里親が養育の悩みを抱え込むことのないよう、関係機関によるチーム養育を推進する。そのため、里親のリクルート、研修から支援まで包括的に支援する体制・支援メニューを構築する。

【目標】令和11年度における里親等委託率目標 全体 36.5%（現状 16.7%）

・3歳未満 41.0%（9.7%）・3歳から就学前 42.9%（13.9%）・学童期以降 33.9%（19.0%）

民間機関（里親支援機関A型）への委託実施数 ・令和3年度 3か所 ・令和8年度 4か所

令和11年度における里親登録数372世帯、委託児童数291人 F H28か所、委託児童数140人

（６）パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

保護者のいないこどもや家庭での養育が望めないこどもに対し、特別養子縁組等の推進を積極的に進める必要がある。令和元年6月14日に公布された改正民法にある特別養子縁組の年齢制限の引き上げにも留意しつつ、支援の在り方の検討を行う必要がある。また、特別養子縁組等の選択肢がこどもの最善の利益を守るものにするためには、こども相談センター及び民間あっせん機関において、相談、調査、マッチング、アフターフォロー等の一連のあっせん業務が、児童の福祉に関する専門的な知識及び技術に基づいて行われるよう、必要な体制整備を図るとともに、こどもの出自を知る権利について、保障することが重要である。

【目標】特別養子縁組等に関する研修について、令和6年度における里親担当の児童福祉司の受講率 100%

・令和6年度における民間あっせん機関の第三者評価受審率 100%

（７）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

乳児院や児童養護施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を確保することが重要である。また、より専門性を活かし高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援など質の高い個別的なケアを行い、里親や在宅家庭への支援など、さまざまな機能を担うこと（＝多機能化）も重要である。

児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、国から示される予定の方向性を踏まえ小規模化・多機能化を推進していくことが重要である。

母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、児童虐待の未然防止の観点から、母子一体の支援を行なっているという特性を区子育て支援室など関係機関に改めて周知し、利用を促進していくこと、また、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援などが重要である。

【目標】乳児院・児童養護施設 令和11年度末までに本体施設の小規模Gケア化を完了。母子生活支援施設ショートステイ専用施設(ユニット) 1か所、特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。 等

（８）一時保護改革に向けた取組

一時保護が必要なこどもに対して適切に実施できるよう、一時保護所の定員の拡充や一時保護委託の活用など、量的な確保に向けた取り組みを進める。一時保護中であっても、こどもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境のもと保護の目的が達成できるようハード・ソフトの両面で環境を整える。

【目標】一時保護所の定員について、4か所の一時保護所を設置することで、あわせて170人の定員枠を設ける。

（９）社会的養育自立支援の推進に向けた取組

代替養育下で生活していたこどもが円滑に自立生活を営むことができるよう、措置開始から措置解除までの代替養育中の自立支援（イン・ケア、リービング・ケア）が重要である。また、支援の必要性が続く限り、施設退所後（アフター・ケア）も継続して、こどもが社会性を獲得し、自立する力を身につけることを念頭に置いて適切な支援を提供することが重要である。

【目標】各年度末における、施設等から年齢到達等により退所、委託解除、援助の実施を解除されたすべての者に対し、継続支援計画が策定された率について、100%を維持する。

（１０）児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所は「こどもの権利擁護の最後の砦」であり、児童福祉の中核的専門機関であることから、専門性を備えた人材を確保し、その専門性を高めていく育成に努める。児童相談所の設置については、利用者に対する適切なアセスメントの実施や支援の実施ができること、及びノウハウの蓄積が着実にできる規模も考慮し、適切な配置を進める。ICTを活用して効率的に業務を遂行する。

【目標】児童相談所の複数設置 令和3年度北部こども相談センターの開設、令和6年度中央こども相談センターの移転、令和8年度東部こども相談センターの開設